

事業 優先順位		2	細事業:福祉有償運送事業					整理 番号		03	
目 的		公共交通を利用して自力での移動が困難な者に対する、移動活動の援助を行うことで、活動範囲等の拡大を図る。									
目 標		利用要件等の周知を進める。									
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	平成18年度	根拠 法令	道路運送法					
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比 較	コスト 情報・従 事職員数			平成25年度	平成24年度	比 較
	事業費(決算額)(千円)		3	16	-13		総コスト(千円)		613	651	-38
	財源 内訳	一般財源	3	16	-13		内 訳	事業費	3	16	-13
		国府支出金	0	0	0			人件費	610	635	-25
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
		その他特定財源	0	0	0			一人あたり(円)	5	6	-1
			0					世帯あたり(円)	13	14	-1
		0			参 考		職員数(人)	0.08	0.08	0.00	
		0					再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00	
今 後 の 方 向 性		他の公共交通との棲み分け、役割分担等詳細な内容等を運営協議会等にて確認していく。									
評 価	妥当性	効率性	有効性	対 象 者	自力での移動が困難な高齢者や障がい者、要介護者						
	A	A	B								

事業 優先順位		1	細事業：行旅病死関係事業				整理 番号		01			
目 的		行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行										
目 標		行旅病人の救護、行旅死亡人(引取者のない者)の引き取り、火葬及び納骨、官報公告、府への補助金請求、なお、本年度は取扱件数は5件を想定している。また、身元不明等引取人のない遺骨を納骨している供養費の負担金を管理組合へ支出する。また、居住地のない交通費等捻出困難者に対する必要最小限の交通費支給等。										
事業 実施主体		直営	事業開始 年	昭和47年度以前	根拠 法令	行旅病人及行旅死亡人取扱法、河内長野市行旅病人及び行旅死亡人取扱要綱						
事業費・財源	財源内訳	平成25年度		平成24年度	比 較	コスト情報・従事職員数	平成25年度		平成24年度	比 較		
		事業費(決算額)(千円)		423	272		151	総コスト(千円)		1,185	1,066	119
		一般財源		34	33		1	事業費		423	272	151
		国庫支出金		389	239		150	人件費		762	794	-32
		地方債		0	0		0	公債費		0	0	0
		その他特定財源		0	0		0	一人あたり(円)		11	9	2
				0				世帯あたり(円)		25	23	2
				0				職員数(人)		0.10	0.10	0.00
				0				再任用職員数(人)		0.00	0.00	0.00
		今後の方向性		行旅死亡人が発生した場合は、速やかに火葬等を実施する。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	行旅病人及び行旅死亡人、居住地のない交通費等捻出困難者							
	A	A	A									

細事業：福祉有償運送事業

当市は、大阪府中部ブロック福祉有償運送※市町村共同設置運営協議会に参画し、実施事業者の申請窓口として、協議会における審査への出席及びその運営にかかる負担金を執行した。

※ 福祉有償運送

…NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院や通所などを目的に有償で行う車による移送サービス。

福祉有償運送とは、NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのことをいう。高齢化の進展、障がい者の社会参加の定着、介護保険や支援費制度の導入等を契機としてニーズが一層拡大し、実施する団体も増加してきている。このような福祉有償運送を行なうには、道路運送法による「登録」が必要である。これまでは、道路運送法第80条の例外許可として通達（ガイドライン）に基づいて運用されていたが、平成18年10月1日に道路運送法が改正され、法第78条第2項に規定する「自家用有償運送」の一類型として法律に基づく制度となった。

細事業：行旅病死関係事業

行旅死亡人（こうりょしぼうにん）とは、病気または自殺と推定される原因で死亡し、遺体の氏名、住所、本籍地等が判明せず、遺体の引き取り手が存在しない死者のことで、行き倒れている人を表す法律上の名称であり、行旅死亡人が発生した場合には、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」及び「河内長野市行旅病人及び行旅死亡人取扱要綱」に基づき、遺体を火葬し、遺骨として行旅死亡人墓地で保存することとなる。

火葬等の費用については、遺留品に現金や有価証券があればそれを費用に充てるが、遺留金銭で足りない時には、本事業費によって、費用負担することとなる。なお、負担した費用については、大阪府へ費用弁償請求を行い、費用弁償を受ける。平成25年度の実施は2人、費用は389,291円で実施した。

また、行旅病人の救護や居住地のない者で所持金等を持っていないため、帰郷できない者に対して、帰郷する交通費として、平成25年度は2名に対して、3,870円を支給した。

